

チアノーゼ	まれ
発熱	まれ
胸部痛	まれ

これらの副作用の記録は抗血清使用後 24 時間以内に返送される報告書から集計されたので実際の副作用の数は報告数より多いものと推測される。

#### 用量ならびに投与方法

セアカゴケグモに咬まれた患者の大部分は症状が軽く抗毒素の必要はない。セアカゴケグモによる激しい局所もしくは全身の咬毒症状を示す場合はアンプル 1 本分 (500 単位) を筋肉内注射する。用量は大人も子供も同じである。

生命を脅かす咬毒症状の場合は静脈内注射を採用してもよい。先ず抗毒素をハートマン液で 10 倍に希釈する。

[注意] 静脈内注射の場合はアナフィラキシーを起こす確率が高まる。

注射後 2 時間経過しても毒の影響が残っている場合は副作用の徴候がないことを確認し 2 本目の抗毒素を注射する。咬毒の影響が長時間持続して 3 本目が必要な場合もある。3 本以上必要になるのは稀である。3 本注射しても徴候が好転しない場合はセアカゴケグモ咬症ではない可能性を検討する。

時には咬症とアナフィラキシーの両方を同時に治療する必要が生じる時もある。

アナフィラキシーは短時間で重症になることがあるので、抗毒素を投与する前に アドレナリン 0.1% 液の入った注射器を準備する。([注意] の項参照)

激しい反応を起こした患者には 0.3 ないし 0.5mL のアドレナリン 0.1% 液を皮下注射する。必要に応じ繰り返す。

#### 過剰投与:

本品を過剰に投与した場合の情報はない。

#### 包装:

本品は 500 単位の抗毒素を含む 1.0 - 1.5mL の溶液である。

#### 貯法:

遮光して 2 - 8℃で保存する。凍結は避ける。

#### 製造:

CSL Limited ACN 051 588 348  
45 Poplar Road, Parkville, 3052, Victoria, Australia

TGA 承認取得日: 1996 年 12 月 11 日

## セアカゴケグモに咬まれた患者への説明書

このパンフレットの内容:

これはセアカゴケグモ抗毒素に関する情報のパンフレットです。注意深くお読みになり、今後の参考の為に保存してください。ただしこのパンフレットは要約ですので医師の指示に替わるものではありません。もし御意見・御質問があれば医師に御相談ください。

セアカゴケグモ抗毒素とは:

セアカゴケグモ抗毒素はセアカゴケグモ毒の解毒剤です。この抗毒素はセアカゴケグモ毒で免疫した馬の血液から毒を中和する作用のある血漿部分を集めたものです。これを精製してセアカゴケグモに咬まれた人の為の注射剤として精製しました。

いつこの抗毒素を使用するのでしょうか:

この抗毒素はセアカゴケグモに咬まれて全身に咬毒症状を示す人に使用します。セアカゴケグモに咬まれても症状がごく軽くて済む人もいますので皆が抗毒素で治療を受けるわけではありません。しかし人によっては咬まれると激しい症状を示し、このような場合に抗毒素を使用すると迅速に毒を中和して症状を軽減します。

セアカゴケグモ抗毒素の使用をお勧めできない人:

頻度は低いのですが抗毒素を投与すると不快かつ危険な反応が起こる可能性があります。(セアカゴケグモ抗毒素の[副反応]の項参照) 従って咬まれても症状が軽い人には使用しません。しかしセアカゴケグモ抗毒素は緊急用の救命医薬品なので必要とする重症の人への使用を妨げてはいけません。

セアカゴケグモ抗毒素を投与される前に:

注射を受ける前に次のような既往症/状況の人は医師に伝えてください。

喘息

スギ花粉症、その他アレルギー性疾患、過去に馬血清を投与された経験、  
現在服用中の薬、現在妊娠中、現在母乳で哺乳中

この抗毒素は徹底した品質管理のもとに製造されていますが、動物由来の製品なので原料中のウイルスならびにその他の物質が注射と共に体内に入って病気を起こす可能性があります。発見・報告されていない新しいウイルスその他の病原体が紛れ込む可能性もあります。しかしこれまでのところ抗毒素によるウイルス性疾患の伝染の報告はありません。

副作用について:

この抗血清は馬の血清から製造される他の医薬品と同様に副作用が起こる可能性があります。アレルギー性疾患を患った人、特に過去に馬の血清から製造された注射を受けた人は副作用の可能性が高くなります。発疹、発赤、腫脹等の軽いアレルギー反応は注射した局所で起こることがあります。まれに呼吸困難、心悸亢進、広範囲の腫脹、吐き気、嘔吐、痙攣等の激しいアレルギー反応が起こることがあります。

しかしセアカゴケグモ抗毒素は 1956 年に開発され毎年何百人ものセアカゴケグモに咬まれた人に使用されていますがまだ抗毒素による死亡の例はありません。

アレルギー疾患合併症は医師が治療できます。

胸部痛、発熱、リンパ腺炎、筋肉痛等はずっと稀にしか起こりません。発疹、リンパ腺炎、関節痛、発熱等の副作用は注射後約 1 週間経過してから現れることがあります。

セアカゴケグモ抗毒素を投与された後何らかの不快な副作用があれば医師にお知らせください。

セアカゴケグモ抗毒素の用量:

大人も子供もアンプル一本（500 単位）を使用します。必要なら二本目を使用します。

過剰投与:

セアカゴケグモ抗毒素を過剰に投与した場合の情報はありません。

セアカゴケグモ抗毒素の内容:

アンプル一本には 500 単位のセアカゴケグモ抗毒素溶液が 1.0 ないし 1.5mL 入っています。

また溶液中には塩化ナトリウムと保存料としてフェノールが入っています。

この抗毒素はオーストラリアでは医薬品として承認されています。

(承認番号: AUST R 31852)

情報請求先:

セアカゴケグモ抗毒素に関する詳しい情報は下記に御請求ください。

CSL Limited ACN 051 588 348

45 Poplar Road, Parkville, 3052, Victoria, Australia

## ウミヘビ抗毒素使用説明書

(Sea Snake Antivenom)

オーストラリア連邦政府医薬品承認番号: AUST R 31855

### 解説:

ウミヘビ抗毒素(本品)はイボウミヘビ(*Enhydrina schistosa*)毒で免疫した馬の血漿から調製した。各アンプルに1,000単位の抗毒素が入っている。本品にはフェノールを防腐剤としてまた塩化ナトリウムならびに馬血漿由来タンパク質を含む。本品はイボウミヘビ毒だけでなくオーストラリア北部の海に棲息する多くの種類のウミヘビ毒に程度の差はあるが効果がある。

### 薬理:

ウミヘビは大平洋・インド洋の暖かい海域に多く棲息する。海水の温度が20℃以上を好むのでオーストラリアでは熱帯地方の海でよく見かけるが、シドニーでの咬症の例もある。

ウミヘビ毒は毒性が強いが毒牙は短小で人の咬傷の多くの場合は毒の注入量は少ない。マレーシアでの咬症101例の調査では重症例の割合は22%であった。抗毒素の導入以前は重症者11人のうち6人が死亡した。導入後は重症者11人のうち2人が死亡した。

不注意に踏みつけて咬まれる例もあるが、網にかかった魚を仕分け中の漁師の事故が多い。ウミヘビ毒は神経毒で筋肉麻痺と呼吸停止を起こし致命率が高い。この毒は筋肉を融解する性質もある。筋肉融解は筋痛や腎不全を起こす。サルの筋肉融解ではクレアチニン分解酵素量の上昇が認められた。人では血清中のグルタミン酸オキサロ酢酸トランスアミラーゼ(GOT)値が上昇するので咬症の程度の診断・観察に使える。

ウミヘビ毒とオーストラリアのタイガースネークの毒とはよく似ているのでウミヘビ咬症にタイガースネーク抗毒素が効果がある場合も多く、ウミヘビ抗毒素が入手できない際に代用してもよい。

### 適応症:

ウミヘビに咬まれて全身に咬毒症状を示す患者に使用する。

### 禁忌:

本品の使用を控えるべき健康状態は特にない。しかし顕著な全身的な咬毒症状を示す可能性のない患者には使用しないこと。

アレルギー性疾患の既往症のある患者に本品を使用する際は「注意」の項を参照すること。

### 注意:

発売以来長年、本品によるウイルス性疾患の伝染の報告はない。しかし動物の血漿由来の医薬品は原料由来の病原体の混入による感染症の可能性を完全に排除することはできない。出所不明の病原体による汚染もありうる。この感染の危険性を常に認識の上、本品を投与しようとする患者に動物の血漿由来の医薬品の有益性と危険性について可能な限り説明する必要がある。

ウミヘビ咬傷の大部分は局所の腫張もなく痛みもない。列状の小さな歯形が見つかる。水中での激痛の大部分はウミヘビよりも魚による咬傷が原因である。

ウミヘビ咬傷の3分の2の場合は毒の影響は軽微である。多量に毒が注入された場合はすぐに咬毒症状が現われるが、数時間後に危険な症状が現われることもある。従ってウミヘビに咬傷患者は明らかな咬毒症状がなくても少なくとも4時間は経過を見守る必要がある。

もし手足が麻痺し圧迫包帯で副え木に固定した場合は包帯を外すと毒が全身に廻る。従って患者が抗毒素を備えた病院に収容され静注の準備が整う迄包帯と副え木を外さないこと。圧迫包帯をしている間は毒は局所に留まるのでこの場合は包帯を外してから4時間は経過を見守る。

重症の全身的な咬毒症状を示す患者は可能な限り集中治療室に収容する。

本品は動物の血清から調製されたのでアナフィラキシーショックを含む激しいアレルギー反応を伴うことがある。従って抗毒素での治療には予めアドレナリン0.1%液の入った注射器を準備する。アナフィラキシーはアトピーの人もしくは過去に馬抗毒素を投与された人により頻繁に起きる傾向がある。また過去に馬由来の破傷風抗血清を投与された人も要注意である。危険性の高い人には先ずアドレナリンの皮下注射と抗ヒスタミンの静脈注射で反応を回避する方法もあるが、このような前処置の常用は議論の余地がある。

抗毒素投与前に皮膚試験を実施してもアナフィラキシーの予測は難しい。

抗毒素は補体と結合して過去に馬由来のタンパクを投与された経験のない患者にもアナフィラキシーを起こすことがある。

この反応の確率を下げる為に抗毒素を大人では10倍、小児では5倍に希釈して投与してもよい。([用量ならびに投与方法]の項参照)

アナフィラキシーは顔面蒼白、頻脈、蕁麻疹、血管腫、喉頭浮腫、気管支痙攣による咳や呼吸困難等の症状と徴候がみられる。吐き気、嘔吐ならびに腹痛はあまりみられない。典型的なショックの症状は1、2分で現れ、患者は痙攣を起こし、応答がなくなり最悪の場合は死亡する。

アナフィラキシーが起こった場合は直ちに本品の投与を中止し、酸素吸入をし、アドレナリン0.1%液を筋肉内注射する。大人は体重50kg未満なら

0.25mL、50~100kgなら0.5mL、100kg以上なら0.75mL投与する。12歳以下の小児では0.01%液を年齢あたり0.25mL投与する。最初の筋肉内注射で症状が好転しない場合は同量のアドレナリンを0.01%に希釈したものを徐々に静脈内注射する。症状に応じて5分毎に繰り返す。重症の場合は抗ヒスタミンと遅発性の反応を避けるためのコルチコステロイドの静脈内注射の併用が効果があるがアドレナリンより遅効性である。咬毒症状とアナフィラキシーのどちらが深刻かでその後の本品の投与を判断する。

動物由来の抗毒素の使用で遅発性の血清病の起こることがある。発熱、発疹、関節痛、リンパ腺痛、タンパク尿症等の症状が一般的である。関節炎、腎炎、神経痛、脈管炎等が起こることもある。このような症状は通常抗毒素の投与後8から13日経過して起こるが同様の馬タンパクの2回目の注射の場合は12時間後に起こることもある。

抗毒素の液量が多いほど血清病の頻度は高くなる。

#### 妊婦への投与:

本品の妊娠中の投与に関する安全性は確立していないので、妊婦又は妊娠している可能性のある婦人には治療上の有益性が危険性を上まわると判断される場合にのみ投与すること。

#### 授乳中の使用:

本品の授乳中の婦人への使用については情報はない。

#### 副反応:

「注意」の項で述べたように本品は動物由来の製品なので激しいアレルギー反応が起こりうる。本品は長年使用されているが実際の治療例は少ない。これ迄のところ副反応の報告は2歳児での軽い発疹が1例あるだけである。ただし副反応の記録は使用後24時間以内に返送された報告書から集計されたので実際の血清病の数は不明である。

#### 用量ならびに投与方法:

ウミヘビに咬まれた人の大部分は咬傷の影響は軽微で本品で治療する必要はない。全身にウミヘビの咬毒症状がある場合は本品アンプル1本分(1,000単位)をハートマン液もしくは標準濃度の生理的食塩水で希釈して静脈に点滴する。大人も子供も同じ用量でよい。本品は10倍に希釈するが小児の場合は液量が多くなり過ぎるので5倍に希釈する。

筋痛、筋弛緩、筋痙、眼瞼下垂、眼筋麻痺等の重症の咬毒症状を示す患者には先ず3,000ないし4,000単位の本品を投与する。合計10,000単位を必要とする場合もある。大部分の患者は合計3,000単位で症状が好転する。

アナフィラキシーの危険性の高い患者は先ず0.25mLのアドレナリン0.1%液の皮下注射と抗ヒスタミンの静脈注射で反応を回避するよう奨める専門医もいるが、このような前処置の常用は議論の余地がある。

(〔注意〕の項参照)

もし手足が麻痺し圧迫包帯で副え木に固定した場合は患者が救急施設が整い、抗毒素を備える病院に収容される迄包帯と副え木を外さないこと。

重症の咬毒症状を示す患者はできる限り集中治療室で治療することが望ましい。

本品の投与の終了後少なくとも6時間は患者の予後を観察する。

抗毒素を投与する前にアドレナリン0.1%液の入った注射器を準備する。(〔注意〕の項参照)

アナフィラキシーが起こった場合は直ちに本品の投与を中止して、酸素吸入を行い、アドレナリン0.1%液を筋肉内注射する。大人は体重50kg未満では0.25mL、50~100kgでは0.5mL、100kg以上では0.75mL投与する。12歳以下の小児では0.01%液を年齢あたり0.25mL投与する。最初の筋肉内注射で症状が好転しない場合は同量のアドレナリンを0.01%に希釈したものを徐々に静脈に注射する。症状に応じて5分毎に繰り返す。

大量の異質タンパク質を投与した後は遅発性の血清病が起こる確率が高いので小児もしくは複数本の本品を投与した患者にはコルチコステロイドを静脈内注射一回もしくは経口で4、5日投与する。  
咬毒症状とアナフィラキシーの両方を同時に治療する必要が生じる場合もある。

**過剰投与:**

本品を過剰に投与した場合の情報はない。

**包装:**

本品は 1,000 単位の抗毒素を含む 15 - 35mL の水溶液である。

**貯法:**

遮光して 2 - 8℃で保存する。凍結は避ける。

**製造:**

CSL Limited ACN 051 588 348

45 Poplar Road, Parkville, 3052, Victoria, Australia

TGA 承認取得日: 1997年 11月 17日

## ウミヘビに咬まれた患者への説明書

このパンフレットの内容:

これはウミヘビ抗毒素に関する情報のパンフレットです。注意深くお読みになり、今後の参考の為に保存してください。ただしこのパンフレットは要約ですので医師の指示に替わるものではありません。もし御意見・御質問があれば医師に御相談ください。

ウミヘビ抗毒素とは:

ウミヘビ抗毒素はウミヘビ毒の解毒剤です。この抗毒素はウミヘビ毒で免疫した馬の血液から毒を中和する作用のある血漿部分を集めたものです。これを精製してウミヘビに咬まれた人の為の注射剤として精製しました。

いつこの抗毒素を使用するのでしょうか:

この抗毒素はウミヘビに咬まれて咬毒症状を示す人に使用します。ウミヘビに咬まれても症状が軽微な人も多く、皆が抗毒素で治療を受けるわけではありません。しかしある人は重症の咬毒症状を示すので毒の影響に対抗するために十分な量の抗毒素を投与する必要があります。

抗毒素の使用をお勧めできない人:

抗毒素を投与すると不快かつ危険な反応が起こる可能性があります。(オコゼ抗毒素の[副反応]の項参照) 従って刺されても症状が軽い人には使用しません。しかし痛みと水腫が激しくオコゼ抗毒素を必要とする人への使用を妨げてはいけません。

オコゼ抗毒素を投与される前に:

注射を受ける前に次の既往症/状況の人は医師に伝えてください。

喘息

スギ花粉症、その他アレルギー性疾患、過去に馬由来抗毒素を投与された経験、現在他の病気に罹っている、現在薬を服用中、現在妊娠中、現在母乳で哺乳中

この抗毒素は徹底した品質管理のもとに製造されていますが、動物由来の製品なので原料中のウイルスならびにその他の物質が注射と共に体内に入って病気を起こす可能性があります。発見・報告されていない新しいウイルスその他の病原体が紛れ込む可能性もあります。しかしこれまでのところ抗毒素によるウイルス性疾患の伝染の報告はありません。

副作用について:

この抗血清は馬の血清から製造されるのでアレルギー性疾患を患った人、特に過去に馬由来の抗毒素の注射を受けた人は副作用の頻度が高くなります。重いアレルギー疾患は報告されていませんが、起こる可能性はあります。アレルギー疾患合併症は医師が治療できます。



発疹、リンパ腺炎、関節痛、発熱等の副作用は注射後約2週間経過してからも現れることがあります。

ウミヘビ抗毒素を投与された後何らかの不快な副作用があれば医師にお知らせください。

ウミヘビ抗毒素の用量:

症状に応じて1,000単位のアンプルを1ないし3本分投与します。大人も子供も同じ用量です。注射液は希釈して静脈に点滴します。必要に応じ投与を繰り返します。医師はアレルギー合併症の発生に備えています。

過剰投与:

ウミヘビ抗毒素を過剰に投与した場合の情報はありません。

ウミヘビ抗毒素の内容:

アンプル一本には1,000単位のウミヘビ抗毒素溶液が15ないし35mL入っています。また溶液中には塩化ナトリウム、馬血液由来の成分と保存料としてフェノールが入っています。

この抗毒素はオーストラリアでは医薬品として承認されています。

(承認番号: AUST R 31855)

情報請求先:

ウミヘビ抗毒素に関する詳しい情報は下記に御請求ください。

CSL Limited ACN 051 588 348


45 Poplar Road, Parkville, 3052, Victoria, Australia  
(1997年11月作成).

平成12年 3月 1日

必要理由書

厚生大臣 殿

国立感染症研究所

感染病理部 倉田 毅 


症状が重篤であるにも関わらず、我が国では極めて稀にしか発生しないことから企業における開発が進まず、その供給体制が整備されていない毒蛇の咬傷等に対する抗毒素が少なからず存在します。これら抗毒素について、緊急時の健康危機管理の観点から、その開発及び試験製造をおこなう研究班を立ち上げました。

当該研究班の研究用として、以下の抗毒素を輸入し、海外からの輸入システムを構築し、今後予想される緊急時に対する永年的な対応を整えたいと思います。

なお、本抗毒素は上記事業の研究目体のためであり、他に販売するものではありません。

	輸入元	輸入本数
ハブクラゲ抗毒素	豪州	10本
オコゼ抗毒素	豪州	10本
セアカゴケグモ抗毒素	豪州	20本
ウミヘビ抗毒素	豪州	6本

CSL limited

Shipper's Name and Address <b>CSL LIMITED</b> 45 POPLAR ROAD PARKVILLE 3052 COD COD COD		Not Negotiable <b>Air Waybill</b> Issued by 		<b>HAWB No.</b> VEA085939 <b>BAX GLOBAL (AUST.) PTY. LIMITED</b> A.C.N. 001 362 509			
Destination Address <b>KURATA &amp; MOTOHIDE</b> <b>TAKAHASI DEPT OF PATHOLOGY,</b> <b>NAT INST OF INFEC DISEASES</b> <b>TOYAMA 1-23-1 SHINJUKU KU</b>  ALSO NOTIFY: PH 8103 5285 1111 FAX 81-425 65 3315		LOCKED BAG 11 <b>TULLAMARINE, VIC 3043</b> <b>PHONE: 03-9335-7111</b> <b>FAX : 03-9335-7135</b>		It is agreed that the goods herein are accepted in apparent good order and condition (except as noted) SUBJECT TO THE CONDITIONS OF CONTRACT ON THE REVERSE HEREOF. THE SHIPPER'S ATTENTION IS DRAWN TO THE NOTICE CONCERNING CARRIER'S LIMITATION OF LIABILITY. Shipper may increase such limitation of liability by declaring a higher value for carriage and paying a supplemental charge if required.			
MAWB No. 081-55589855 SHIPPER Ref. 01374068		Chargeable Account <b>CSL LIMITED</b> <b>PREPAID TOTAL PAYABLE</b>		Account No. NCSLLIMIT 01 <b>363.15</b>			
Airport of Departure (Addr. of first Carrier) and requested Routing <b>MELBOURNE</b>		To Flight/Date <b>TYO QF21 22-FEB</b>		Currency <b>AUD YES</b>			
Airport of Destination <b>TOKYO</b>		To Flight/Date <b>VECC07746</b>		C.C.D. Amount <b>NVC</b>			
Handling Information <b>PLEASE NOTIFY CONSIGNEE IMMEDIATELY UPON ARRIVAL</b>  <b>QF 021/23FEB</b>		Amount of Insurance <b>XXXXXXXXXXXX</b>		Declared Value for Customs <b>8439</b>			
Insurance - BAX GLOBAL (AUST.) PTY. LIMITED offers insurance and if such insurance is desired, in accordance with conditions on reverse hereof indicate amount to be insured in box marked "AMOUNT OF INSURANCE".							
No of Pieces RCP	Gross Weight	kg	Rate Class Commodity Item No.	Chargeable Weight	Rate / Charge	TOTAL	Nature and Quantity of Goods (incl. Dimensions or Volume)
1	12.0K	M		29.0	9.20	266.80	BIOLOGICALS  PCS DIMENSIONS (CM) 1 67.0X 58.0X 44.0
1	12.0K	**	AIRPORT TO AIRPORT **			266.80	TOTAL VOLUME 0 171 EXP/AU: 62EX
Prepaid 256.80		Weight Charge		Collect			
65.00		Agency Charge					
21.45		Carriage and Courier					
7.00		Miscellaneous Disbursements					
2.90		Insurance					
Total Prepaid 363.15		Total Collect 0.00					
Currency Conversion Rates		CC Charges in Dest. Currency		21 FEB 00 MELBOURNE		J TAYLOR	
				Executed on (Date) at (Place)		Signature of Shipper or its agent	
						<b>HAWB No. VEA085939</b> <b>CONSIGNEE COPY</b>	

BAX - 004

平成11年11月8日

厚生省健康政策局経済課長 殿

国立感染症研究所

副所長 倉田 毅



「生物学的製剤の抗毒素」輸入についてのお願い

症状が重篤であるにも関わらず、我が国では極めて稀にしか発生しないことから企業における開発が進まず、その供給体制が整備されていない毒蛇の咬傷等に対する抗毒素が少なからず存在しています。それらの抗毒素について、緊急時の健康危機管理の観点から、その開発及び試験製造を行うとともに、高度救命救急センター等とも協力しつつ備蓄システムの開発を行う研究班を立ち上げました。

平成11年度には、以下の抗毒素を輸入し、海外からの輸入システムを構築し、今後予想される緊急時に対する永年的な対応を整えたいと思います。

	輸入元	輸入予定本数
1. ハブクラゲ抗毒素	豪州 (CSL limited)	10本
2. オコゼ抗毒素	豪州 (CSL limited)	10本
3. セアカゴケグモ抗毒素	豪州 (CSL limited)	20本
4. ウミヘビ抗毒素	豪州 (CSL limited)	6本

以上の品目について、輸入割当品目への追加をしていただきたく、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

4612

別表  
T2010

根拠法規	輸入貿易管理規則
主務官庁	通商産業省

輸入(承認・割当)申請書

申請者名 倉田 毅 記名押印又は署名 倉田 毅 (印)

住所 東京都新宿区戸山1-23-1 (感染病管理部) 資格 医師

電話番号 03-5285-1111 申請年月日 平成12年3月7日

次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項〕  
〔△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項〕の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の番号等	2 商品名	3 型及び銘柄	4 原産地	5 船積地域(船積港)	数量及び単位(金額)
3002.10	立方クラゲ抗血清 (免疫血清)		豪州	豪州	10本(1本4ml) 総額 (US\$)
備考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号 <u>ME-(AB)-(9B)-56</u>
<u>*10sets(40ml)*</u>	※期間満了日 <u>12.7.15</u>

※通商産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I申請の明細」欄中 

1	2	3
---	---	---

 の記載事項は、通商産業大臣の承認を受けなければ変更することができません。



III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

平成12年 3月15日

ME-(AB)-(9B)-56

※承認番号 IL(0-IQ)HAB- 10466

※延長後有効期間満了日

12.9.15

※有効期間満了日

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき

承認済み  
次の条件を付し

※条件

通商産業大臣の記名押印(輸入割当て)

平成12年 3月15日

日付 通商産業大臣代理  
資格 通商産業省貿易局輸入課長



記名押印 金 森 俊 樹

通商産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

平成12年 3月15日

日付 通商産業大臣代理  
資格 通商産業省貿易局輸入課長




記名押印 金 森 俊 樹




(裏面)

1 ※輸入承認状況 (輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量 (金額)	未承認数量 (金額)	通商産業省又は税関の記名押印
1	平成12年 3月15日	*10sets (90w)*	N/A	貿易局輸入課 
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関 (輸入承認関係)

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送 状 数 量	送 状 金 額	通 関 数 量	通 関 金 額	許可又は承認月日 及び税関押印
108709455 2000年3月17日	表記記載内容と同一				USD 1,200. <sup>00</sup> —	 東京税関 12 3 17 成田158

3 ※銀行等又は郵政官署の記載欄 (輸入承認関係)


送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は郵政官署確認印

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
 (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。




(裏面)

1 ※輸入承認状況 (輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量 (金額)	未承認数量 (金額)	通商産業省又は税関の記名押印
1	平成12年 3月15日	*10sets (30ml)*	1/2/	貿易局輸入課 
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関 (輸入承認関係)

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送 状 数 量	送 状 金 額	通 関 数 量	通 関 金 額	許可又は承認月日 及び税関押印
108709455 2004年3月17日	表記記載内容と同一				USD 1580.00	 東京税関 12 3 17 成田158

3 ※銀行等又は郵政官署の記載欄 (輸入承認関係)

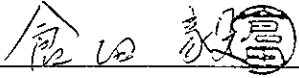
送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は郵政官署確認印

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
 (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。



根拠法規	輸 入 貿 易 管 理 規 則
主務官庁	通 商 産 業 省

輸入(承認・割当)申請書

申請者名 倉田 毅 記名押印又は署名 

住 所 東京都新宿区戸山1-23-1 (森永製菓) 資 格 医師

電話番号 03-5285-1111 申請年月日 平成12年3月17日

次の〔△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項  
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項〕の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位(金額)
2002.10	ヒアコケブモ抗血清 (免疫血清)		豪州	豪州	20本(1本1.5ml) 総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

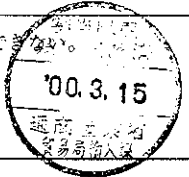
※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号 <u>ME-(AB)-(9B)-54</u>
*20sets(30ml)*	※期間満了日 <u>12.7.15</u>

※通商産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I申請の明細」欄中 

1	2	3
---	---	---

 の記載事項は、通商産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。



III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

平成12年 3月15日 ME-(AB)-(9B)-54

※承認番号 IL(0-IQ)HAB- 10464 ※延長後有効期間満了日 \_\_\_\_\_

※有効期間満了日 12.9.15

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき


承認する。  
  
次の条件を付し承認する。  


※条 件

通商産業大臣の記名押印(輸入割当て)

日 付 平成12年 3月15日


資 格 通商産業大臣代理  
通商産業省貿易局輸入課長

記名押印 金 森 俊 樹 

通商産業大臣又は税関長の記名押印(輸入の承認)

日 付 平成12年 3月15日


資 格 通商産業大臣代理  
通商産業省貿易局輸入課長

記名押印 金 森 俊 樹 




(裏面)

1 ※輸入承認状況 (輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量 (金額)	未承認数量 (金額)	通商産業省又は税関の記名押印
1	平成12年 3月15日	* 20sets (30ml) *	100 /	貿易局輸入課 
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関 (輸入承認関係)

税関申告番号及び 申告年月日	商 品 名	送 状 数 量	送 状 金 額	通 関 数 量	通 関 金 額	許可又は承認月日 及び税関押印
108709455 2000年3月17日					USD 1566.00	
	表に記載内容		に同一			

3 ※銀行等又は郵政官署の記載欄 (輸入承認関係)

送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は郵政官署確認印

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
 (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。

根拠法規	輸 入 貿 易 管 理 規 則
主務官庁	通 商 産 業 省

輸入(承認・割当)申請書

申請者名 倉田 毅 記名押印  
又は署名 倉田 毅 (印)

住 所 東京都新宿区広 1-23-1 (高松町) 資格 医師

電話番号 03-5285-1111 申請年月日 平成12年3月7日

次の [△輸入の承認を輸入貿易管理令第4条第1項  
△輸入割当てを輸入貿易管理令第9条第1項] の規定に基づき申請します。

I 申請の明細

1 関税率表の 番号等	2 商 品 名	3 型及び銘柄	4 原 産 地	5 船積地域 (船積港)	数量及び単位(金額)
3002.10	ウミハビ抗血清 (免疫血清)		豪州	豪州	6本(1本45ml) 総額 (US\$)
備 考					

II 輸入割当て

※割当数量及び単位(割当額)	※証明書番号 <u>ME-(AB)-(9B)-57</u>
<u>*6sets(210ml)*</u>	※期間満了日 <u>12.7.15</u>

※通商産業大臣の条件の付与又は特別の有効期間の設定

上記「I申請の明細」欄中 

1	2	3
---	---	---

 の記載事項は、通商産業大臣の承認を受けなければ変更することができない。

(印) 00.3.15  
通商産業省  
貿易局輸入課

III 輸入の承認

輸入割当証明書の日付及び番号

平成12年 3月15日 ME-(AB)-(9B)-57

※承認番号 IL(0-IQ)HAB- 10467 ※延長後有効期間満了日 \_\_\_\_\_

※有効期間満了日 12.9.15

※上記Iの輸入は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づき

承認する。  
次の条件を付し承認する。

※条 件

通商産業大臣の記名押印 (輸入割当て)

日 付 平成12年 3月15日

資 格 通商産業大臣代理  
通商産業省貿易局輸入課長

記名押印 金 森 俊 樹 (印)

通商産業大臣又は税関長の記名押印 (輸入の承認)

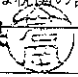
日 付 平成12年 3月15日

資 格 通商産業大臣代理  
通商産業省貿易局輸入課長


記名押印 金 森 俊 樹 (印)

(裏面)

1 ※輸入承認状況 (輸入割当て関係)

	輸入の承認を受けた日	輸入承認に係る数量 (金額)	未承認数量 (金額)	通商産業省又は税関の記名押印
1	平成12年 3月15日	*6sets (2/0ml)*	N>1	貿易局輸入課 
2				
3				
4				
5				
6				
7				

2 ※通 関 (輸入承認関係)

税関申告番号及び申告年月日	商 品 名	送 状 数 量	送 状 金 額	通 関 数 量	通 関 金 額	許可又は承認月日及び税関押印
108709455 2000年3月17日	表記記載内容と同				USD 3870.00	

3 ※銀行等又は郵政官署の記載欄 (輸入承認関係)

送 金 年 月 日	金 額	銀行等又は郵政官署確認印

- 注 (1) ※印のある欄は、記入しないこと。  
 (2) 「関税率表の番号等」欄には、関税率表の番号及び同表の品名欄に細分類がある場合における当該細分類の項目に付された数字又は符号を記入すること。  
 (3) 用紙の大きさは、A列4番とすること。  
 (4) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えない。